

○福津市複合文化センター条例

平成28年9月27日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、市民の教育、学術及び文化の振興並びに地域の賑わいの創出を図るため、福津市複合文化センター(以下「文化センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福津市複合文化センター	福津市津屋崎1丁目7番2号

2 文化センターは、次の施設で構成する。

- (1) 文化会館
- (2) 図書・歴史資料館

(事業)

第3条 文化センターが行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域の賑わいを創出する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 文化芸術、生涯学習の普及及び推進に関すること。
- (3) 図書資料の収集、整理及び保存並びに刊行物の発行に関すること。
- (4) 図書の貸出し及び利用のための相談並びに市民の読書活動推進に関すること。
- (5) 歴史資料の調査研究、展示及び公開に関すること。
- (6) 他の関連施設、関係団体との連携及び協力並びに団体活動の促進に関すること。
- (7) 国指定史跡津屋崎古墳群等の紹介及び資料の提供に関すること。
- (8) その他文化センターの目的達成に関すること。

(開館時間及び休館日)

第4条 文化センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可等)

第5条 文化センターのうち別表第1に掲げる施設及びそれに附属する器具等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、前もって教育委員会の許可又は承認(以下「許可等」という。)を受けなければならない。許可等を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可等に条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の許可等を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 福津市暴力団等追放推進条例(平成21年福津市条例第17号)第2条第2号から第5号までに掲げるものの利益になると認められるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき、又はこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則に違反するおそれがあるとき。

(許可等の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可等をした事項の変更又は許可等の取消し若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 許可等を受けた者(以下「利用者」という。)が当該許可等を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (3) 利用者が許可等の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可等を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、管理上特に必要と認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可等をした事項の変更又は許可等の取消し若しくは利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - (2) 火薬その他危険物又は迷惑となる物品若しくは動物の類(盲導犬を除く。)を携行する者
 - (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は職員の指示に従わない者
 - (4) その他管理運営上支障があると認められる者
- (目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、許可等を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第9条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 施設使用料 別表第1に定める施設使用料及び別表第3に定めるホール備品等使用料の合計額
 - (2) 冷暖房使用料 別表第2に定める冷暖房使用料の合計額
- 2 利用者は、所定の期日までに使用料を納付しなければならない。ただし、教育委

員会が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、文化センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により教育委員会が指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合は、第5条、第6条、第7条及び第22条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の管理の基準)

第13条 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に文化センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化センターの維持管理に関する業務
- (2) 文化センターの利用の許可等その他運営に関する業務
- (3) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続等)

第15条 指定管理者の指定の手続については、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)の規定を適用する。

(利用料金)

第16条 第12条の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、第9条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の納付)

第17条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委

員会の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(利用料金の返還)

第19条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第20条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第6条の規定により許可等の取消し若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに利用者の負担において現状に復さなければならない。

(損害賠償)

第21条 利用者が故意又は過失により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(立入検査)

第22条 利用者は、教育委員会が立入検査をするときは、これを拒むことができない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第12条の規定に基づき、指定管理者による管理を行わせる場合において、必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(福津市文化会館条例の廃止)

3 福津市文化会館条例(平成17年福津市条例第68号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の福津市文化会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年6月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第5条、第9条関係)

文化センター施設使用料

(単位：円)

区分		使用料(1時間当たり)
(1) 文化会館		
ホール		2,200
楽屋	第1楽屋	110
	第2楽屋	110
	特別室	390
リハーサル室		510
展示ホール		400
研修室	大研修室	660
	中研修室	440
会議室		330
和室A		330
和室B		330
視聴覚室		440
調理室		550
(2) 図書・歴史資料館		
多目的室		330

備考

- 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。
- 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかなを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
 - 入場料500円超1,000円未満のとき 100分の150
 - 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
 - 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
 - 入場料5,000円以上のとき 100分の300
- 舞台練習、準備のため舞台(ステージ)のみを利用する場合の使用料は、ホールの使用料に100分の50を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 商業、宣伝等又はこれに類する営利目的(教育委員会が特に必要と認めた場合に限る。)のため利用する場合は、この表に定める施設使用料に100分の300を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた

額)とする。
別表第2(第9条関係)
冷暖房使用料

(単位：円)

区分		使用料(1時間当たり)
(1) 文化会館		
ホール		4,400
楽屋	第1楽屋	220
	第2楽屋	220
	特別室	220
研修室	大研修室	550
	中研修室	330
会議室		220
リハーサル室		440
和室A		330
和室B		330
視聴覚室		330
調理室		330
(2) 図書・歴史資料館		
多目的室		220

備考

- 1 冷房及び暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
 - (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
 - (2) 暖房 12月1日から3月31日まで
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間とみなして計算する。

別表第3(第9条関係)

ホール備品等使用料

(単位：円)

備品名		単位	使用料
舞台設備	音響反射板	1式	3,960
	所作台	1台	230
	花道所作台	1式	230
	化粧かまち	1本	160
	開丁場	1台	120

	仮設花道		1式	2,470
	オーケストラ・ コーラスセット	A(80人)	1式	4,950
		B(50人)	1式	3,300
		C(60人)	1式	3,300
		D(60人)	1式	4,120
	置舞台セットA(仮設花道有)		1式	10,720
	置舞台セットB(仮設花道無)		1式	8,250
	平台		1台	90
	箱足		1台	30
	開き足		1台	60
	木台		1台	30
	ひな段用蹴込板		1式	660
	演台(花台2台付)		1台	990
	金屏風		1双	820
	移動用姿見		1台	90
	国旗・市旗		1流	120
	紗幕		1枚	660
	緋毛織		1枚	60
	長座布団		1枚	60
	高座用座布団		1枚	60
	上敷き		1枚	90
	めくり台		1台	90
	木支木・金支木		1本	30
	人形立		1本	30
	松羽目		1式	660
	スクリーン		1枚	1,650
	ドライアイスマシン		1台	660
	司会者台		1台	330
音響設備	MDデッキ		1台	820
	マイクスタンド		1本	60
	拡声装置		1式	2,310
	コードマイク		1本	330
	ワイヤレスマイク		1本	660
	吊りマイク装置		1本	1,150
	カセットデッキ		1台	490
	CDプレーヤー		1台	490
	DATデッキ		1台	820

	レコードプレーヤー	1台	490
	はねかえりスピーカー	1組	390
	ミキサー(移動用)	1台	820
照明設備	ボーダーライト	1列	660
	フットライト	1列	330
	花道フットライト	1列	330
	トーマンタルライト	1式	990
	フロントサイドライト	1式	1,650
	シーリングライト	1列	1,480
	センターピンスポットライト	1台	1,150
	アッパーホリゾンライト	1列	1,320
	ローアホリゾンライト	1列	820
	調光装置	1式	820
	スポットライト(0.5KW)	1台	120
	スポットライト(1KW)	1台	160
	芯なしダブルマシン	1台	390
	エフェクトマシン	1台	390
	フィルムマシン	1台	390
	先玉(オブジェクティブレンズ)	1台	90
	ミラーボール	1台	490
	3又2段スタンドキャスター付	1台	120
	その他スタンド	1台	60
楽器	スタインウェイピアノ(調律料別)	1台	6,600
	ティンパニー	1式	1,650
	ドラムセット	1式	490
	バスドラム	1台	490
	コントラバス	1台	490
その他	16mm映写機	1台	2,140
	スライド映写機	1台	820
	折りたたみ椅子	1脚	30
	テーブル	1台	60
	指揮者セット	1組	330
	演奏者用譜面台	1台	60
	譜面灯	1台	60
	コントラバス用椅子	1脚	90
	持込器具	1KWにつき	160
	ビデオパソコン・プロジェクター	1式	1,650

	OHP	1台	990
--	-----	----	-----

備考

- 1 ホール備品等の使用料は、同一日の利用を1回の利用とみなして算定する。
- 2 ピアノ調律料は、実費を徴収する。